

# 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

## 事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

### 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)  
第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

#### ●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

#### ●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

- ① 雇用保険の被保険者となる外国人について届け出る場合  
→ P.2~P.3をご確認ください。
- ② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届け出る場合  
→ P.4をご確認ください。

#### ●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)又は指定書などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。  
→ P.6をご確認ください。

# ● 届出の方法について ①-1 《雇用保険被保険者資格取得届》

## 雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

●届出事項	①氏名 ②在留資格※1 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（P.5参照） ⑨雇入れに係る事業所の名称及び所在地など、取得届に記載が必要な事項 ※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ）
●届出方法	「17」～「22」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったこととなります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方） ・「電子届出」（P.7）や「様式第3号」によって届出済みの方
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。 （雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です）
●届出期限	雇用保険被保険者資格取得届の提出期限と同様です。

### < 「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号） >

◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。  
 例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

**「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄**  
 届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

**「備考」欄**  
 すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。  
 ・電子届出によって届出済  
 ・様式第3号によって届出済  
 ・在留資格変更申請中

**「19.在留資格」欄**  
 在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。  
 在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能 1号（介護）</li> <li>●特定技能 1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能 1号（素形材産業）</li> <li>●特定技能 1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能 1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能 1号（建設）</li> <li>●特定技能 1号（造船・舶用工業）</li> <li>●特定技能 1号（自動車整備）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能 1号（航空）</li> <li>●特定技能 1号（宿泊）</li> <li>●特定技能 1号（農業）</li> <li>●特定技能 1号（漁業）</li> <li>●特定技能 1号（食料品製造業）</li> <li>●特定技能 1号（外食業）</li> <li>●特定技能 2号（建設）</li> <li>●特定技能 2号（造船・舶用工業）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業者）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul>                |

# ● 届出の方法について ①-2 《雇用保険被保険者資格喪失届》

## 雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦在留カード番号（P.5参照） ⑧離職に係る事業所の名称及び所在地など、喪失届に記載が必要な事項
●届出方法	表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「18」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方） ・「電子届出」（P.7）や「様式第3号」によって届出済みの方
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。 （雇用保険被保険者資格喪失届を届け出るハローワークと同様です）
●届出期限	雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です。

### <「雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」の様式（様式第4号）>

#### 表面

（第1面）雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※ 帳票種別 1:3:10 2:氏名変更届 3:資格喪失届

1.被保険者番号 2.事業所番号 3.資格取得年月日

4.離職年月日 5.喪失理由 6.離職票交付希望 7.1週間の所定労働時間 8.補充採用予定の有無

9.新氏名 フリガナ(カタカナ)

10.個人番号

11.喪失時被保険者種別 12.国籍・地域コード 13.在留資格コード

**住所欄**

資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 事業所名称略称

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住所 平成 年 月 日

事業主氏名 記名押印又は署名 印

#### 「18.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能1号（介護）
- 特定技能1号（ビルクリーニング）
- 特定技能1号（素形材産業）
- 特定技能1号（産業機械製造業）
- 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
- 特定技能1号（建設）
- 特定技能1号（造船・船用工業）
- 特定技能1号（自動車整備）
- 特定技能1号（航空）
- 特定技能1号（宿泊）
- 特定技能1号（農業）
- 特定技能1号（漁業）
- 特定技能1号（食料品製造業）
- 特定技能1号（外食業）
- 特定技能2号（建設）
- 特定技能2号（造船・船用工業）

#### 裏面

様式第4号（第2面）被保険者 資格喪失届 氏名変更届

14～18欄 被保険者 資格喪失届 氏名変更届

14欄から18欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

※ 帳票種別 1:3:10 4:氏名変更届 5:資格喪失届

14.被保険者氏名（ローマ字）または新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名（ローマ字）または新氏名（ローマ字）（続き）

15.在留期間 16.派遣・請負就労区分 17.国籍・地域 18.在留資格

19.在留資格変更申請の有無

20.在留資格変更申請の年月日

21.在留資格変更申請の理由

- 特定活動（EPA）
- 特定活動（高度学術研究活動）
- 特定活動（高度専門・技術活動）
- 特定活動（高度経営・管理活動）
- 特定活動（高度人材の就労配偶者）
- 特定活動（建設分野）
- 特定活動（造船分野）
- 特定活動（外国人調理師）
- 特定活動（ハラール牛肉生産）
- 特定活動（製造分野）
- 特定活動（家事支援）
- 特定活動（就職活動）
- 特定活動（農業）
- 特定活動（日系4世）
- 特定活動（本邦大学卒業生）
- 特定活動（その他）

#### 「14.被保険者氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

#### 「備考」欄

すでに電子届出によって届出済みの場合、在留資格変更申請中の場合に記入してください。

- ・電子届出によって届出済
- ・在留資格変更申請中

など

# ● 届出の方法について ② 《外国人雇用状況届出書〈様式第3号〉》

## 雇用保険の被保険者とならない外国人の場合（雇入れ時・離職時）

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（P.5参照） ⑨雇入れ又は離職年月日 ⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。
●届出方法	外国人雇用状況届出書（様式第3号）に、上記①～⑩の届出事項を記載して届けてください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html</a>
●届出先	当該外国人が勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届けてください。
●届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

### ●外国人雇用状況届出書の見本

#### 「①外国人の氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

#### 「②①の者の在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

また、在留資格が「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。

- 特定活動（ワーキングホリデー）
- 特定活動（EPA）
- 特定活動（高度学術研究活動）
- 特定活動（高度専門・技術活動）
- 特定活動（高度経営・管理活動）
- 特定活動（高度人材の就労配偶者）
- 特定活動（建設分野）
- 特定活動（造船分野）
- 特定活動（外国人調理師）
- 特定活動（ハラール牛肉生産）
- 特定活動（製造分野）
- 特定活動（家事支援）
- 特定活動（就職活動）
- 特定活動（農業）
- 特定活動（日系4世）
- 特定活動（その他）

#### 「⑦①の者の資格外活動許可の有無」欄

在留資格「留学」など資格外活動許可を受けるべき者である場合に記入してください。

#### 「雇入れ年月日・離職年月日」欄

届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

#### 「雇入れ又は離職に係る事業所」欄

外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。

なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。

#### 「主たる事業所」欄

上記事務所が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

### 届出事項を記入

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇入れ  
離職に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名（ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間（期限）（西暦）	年 月 日 まで
④①の者の生年月日（西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）			

雇入れ年月日（西暦） 年 月 日 離職年月日（西暦） 年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業主

事業所の名称、所在地、電話番号等

雇入れ又は離職に係る事業所

雇用保険適用事業所番号

社会保険労務士記載欄

作成年月日 届出代行書・事務代理者の署名 氏名

#### 派遣・請負労働者に係る届出の場合

派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元事業所を記入し、□に✓を入れてください。

会社が事業を請負い、就労場所が雇用された事業所と異なる場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には雇用された事業所を記入し、□に✓を入れてください。



## ● 在留カード番号の届出について

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、**在留カード番号**の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なりますので、ご注意ください。

### 雇用保険の被保険者となる外国人の場合

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号

4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0

記載例

2. 事業所名

株式会社厚生労働商店

3. 在留カード番号記載欄

個人別票の 枝番号 (※1)	被保険者番号 ※はじめて雇用保険 の被保険者となる場合 は生年月日を記入 (※2)	氏名 (ローマ字)	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)											
			英字		数字 (8桁)								英字	
1	H010110	ABCDEF	A	B	1	2	3	4	5	6	7	8	C	D
2	S631023	GHJKLM	A	B	2	3	4	5	6	7	8	9	C	D

#### ◆ 在留カード番号の記載欄

在留カードの右上に記載されている12桁 (英字2桁-数字8桁-英字2桁) の番号を記載する。



- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に、左の様式に在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出ください。

- インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」※裏面ご参照)をする場合も、左の様式に入力・添付をして申請をお願いします。  
※当該様式(Excel)は、e-Gov上に掲載しています。

❗ 別様式での届け出しは、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正 (在留カード番号記載欄が追加) されるまでの**暫定運用**となります。様式の改正は、令和2年度中を予定しています。

### 雇用保険の被保険者とならない外国人の場合

在留カード番号記載欄が様式に追加されます (P.4の見本の⑧欄)。  
在留カードの右上に記載されている12桁 (英字2桁-数字8桁-英字2桁) の番号をご記入ください。



## ● 経過措置について

令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届け出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式で申請ができます。

## ● 届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め、届ける事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届ける必要はありません。

### 届出事項の記載方法

①	氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、 <b>必ず本名</b> を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。				
②	在留資格	<p>在留カードの②「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で、それぞれ確認し、届出用紙の在留資格記載欄に、以下のいずれかを記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="382 851 1379 1431"> <tr> <td data-bbox="382 851 901 1125"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素形材産業）</li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> </ul> </td> <td data-bbox="901 851 1379 1125"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食料品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1125 901 1431"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> </ul> </td> <td data-bbox="901 1125 1379 1431"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ハラール牛肉生産）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業者）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素形材産業）</li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食料品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ハラール牛肉生産）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業者）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素形材産業）</li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）</li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）</li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食料品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ハラール牛肉生産）</li> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業者）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul>					
③	在留期間	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。				
④	生年月日	在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。				
⑤	性別					
⑥	国籍・地域					
⑦	資格外活動許可の有無	資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。				
⑧	在留カード番号	在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記入してください。				

# 確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）



在留カード例（裏面）

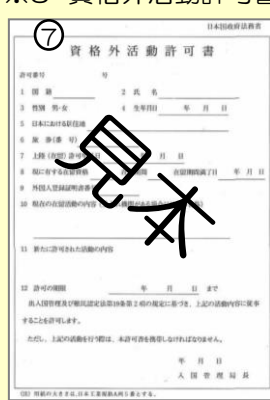


※1 上陸許可証印

※2 指定書

※3 資格外活動許可書

※4 資格外活動許可証印



## 「在留カード」について

在留カードは、中長期在留者（※5）に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等
- ④ 特別永住者
- ⑤ 在留資格を有しない人

出入国在留管理庁ホームページ上で、在留カードが失効していないか確認することができます。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

**在留カード等番号失効情報照会**

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>

## インターネットによる届出について

●インターネットでも外国人雇用状況届出の申請（電子届出）を行うことができます。

「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方へのサービス」>「外国人雇用状況届出について」>「外国人雇用状況届出」から利用することができます。

このバナーが目印です



※これまでに「様式第3号」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザーID及びパスワードを取得することはできません。インターネットへの届出に変更される場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問い合わせください。



## 在留資格一覽表

※在留資格ごとに在留期間が定められています（平成31年4月1日現在）

※在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

## ●就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教授	日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など	5年（1号）又は無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことが出来ないとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、4月又は3月	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年又は3月	外国の事業所からの転勤者
介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月又は15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）又は熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年（2号）、1年、6月又は4月（1号）	特定産業分野（左記14分野（2号は建設、造船・船用工業のみ））の各業務従事者



## ●身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年又は6月	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	日系3世等

## ●その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
特定活動 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P7※2を参照して下さい）。	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

## ●就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～





出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。

（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）


## 参考

## 外国人の雇用に関する参考情報


### 労働基準関係

外国人労働者向けモデル労働条件通知書	労働条件をめぐるトラブル防止のためご利用ください。 （英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）	
外国語版モデル就業規則	就業規則をめぐるトラブル防止のためご利用ください。 （英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）	
外国人労働者の安全衛生対策について	外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。	
技能実習生の労働条件の確保・改善のために	技能実習生を雇用する際の労働条件に関する留意点アドをまとめています。	

### 雇用管理関係

高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために雇用管理改善に役立つ好事例集	高度外国人材が雇用管理改善を望む事項についてのアンケートやそれを踏まえた企業の取り組みに対するヒアリング調査を行い、好事例をまとめています。	
留学生の採用定着ベストプラクティス		

### 生活支援関係

外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック	外国人の方々か日本で生活するために必要な情報を掲載しています。	
----------------------------	---------------------------------	---